

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 11 月 29 日 (金) 号外第 6 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (21) (住まいまちづくり課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

建築士法及び建築士法施行規則の一部が改正され、2級建築士及び木造建築士の欠格事由が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 2級建築士及び木造建築士の免許申請書の様式中欠格事由欄の記載を改める。
- (2) 2級建築士又は木造建築士の免許の申請の際の添付書類の見直しを行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和元年12月1日とする。

規 則

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>を添え、住所地を所管する総合事務所又は建築住宅事務所（以下「所管事務所」という。）の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第9条第1項<u>若しくは第2項</u>又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を所管事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許証等用写真を貼付した2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(免許証等の返納)</p> <p>第10条の13 法第9条第1項<u>若しくは第2項</u>又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に<u>戸籍謄本又は戸籍抄本</u>を添え、住所地を所管する総合事務所又は建築住宅事務所（以下「所管事務所」という。）の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を所管事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許証等用写真を貼付した2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に<u>戸籍謄本又は戸籍抄本</u>を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(免許証等の返納)</p> <p>第10条の13 法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を鳥取県指定</p>

証等を鳥取県指定登録機関に返納しなければならない。
い。

登録機関に返納しなければならない。

第1号書式（第1条関係）

第1号書式（第1条関係）

2 級 建築士免許申請書
木 造

略

2 級
私は、木造 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名.....Ⓜ

鳥取県知事 様

略

欠格事由	1 略
	2 略
	3 略
	4 略
	5 <u>精神の機能の障がいにより2級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

略

2 級 建築士免許申請書
木 造

略

2 級
私は、木造 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）を添えて申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名.....Ⓜ

鳥取県知事 様

略

欠格事由	1 <u>後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。</u> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/>
	2 略
	3 略
	4 略
	5 略

略

注 略

注 略

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。